【別紙３】

提案評価基準

1　本書の目的

本書は、練馬区複合機等更新に係るプロポーザルを実施するにあたり、提案内容の評価および応募事業者の順位付けを実施するために必要な事項および基準を定めるものである。

2　評価機関

提案書の評価および受託候補者の選定は、練馬区複合機等更新事業者選定委員会が行う。

3　評価方法

⑴　形式確認

本件に応募した事業者（以下、「応募事業者」という。）が提出した提案書等について、以下の事項を確認する。要件を満たさない提案は失格として、その後の審査は行わない。

ア　募集要領および提案書等作成要領に定める内容を満たしていること。

イ　整備業務委託、複合機保守業務委託および認証機能保守業務委託の合計額が、募集要領に定める概算経費を超えていないこと。

ウ　前号の合計額に機器賃貸借 60 か月分を加えた総額が、募集要領に定める提案上限額を超えていないこと。

⑵　一次審査

ア　「４　評価項目」に基づき、提案書等の内容を審査する。

イ　一次審査の結果により応募事業者の順位付けを行い、合計点の高い順に、上位３社程度を二次審査の対象とする。

⑶　二次審査

ア　一次審査を通過した者について、提案内容についてのプレゼンテーションおよびヒアリングを実施する。

イ　「４　評価項目」に基づき、提案書およびプレゼンテーション等の内容を総合的に評価し、採点する。

⑷　選定方法

採点結果により、満点の６割以上の得点を獲得した応募事業者の中で、点数が最も高い応募事業者を本件に係る契約の第一優先交渉事業者として選定する。

4　評価項目

No.	評価項目	一次審査	二次審査
1	提案の適合性（機能全般）	○	
2	提案の適合性（整備業務）	○	
3	提案の適合性（保守・運用業務）	○	
4	導入実績	○	
5	事業者の適格性		○
6	機器構成・配置計画		○
7	認証機能		○
8	保守・運用		○
9	スキャン・出力機能		○
10	導入・移行		○
11	プレゼンテーション・質疑応答		○
12	価格点		○

5　採点方法

⑴　採点の区分

提案内容に基づいて算出する技術点（評価項目１～11）と見積金額に基づいて算出する価格点（評価項目 12）に分けて採点する。

なお、価格点は、整備業務委託、複合機保守業務委託、認証機能保守業務委託および機器賃貸借に係る 60 か月分の見積金額を対象として評価する。

⑵　技術点と価格点の配点比率

技術点と価格点との割合は、技術点３：価格点１とする。

6　総合評価

一次審査での技術点および二次審査での技術点・価格点の合計を総合評価点とし、総合評価点が最も高い事業者を第一優先交渉事業者とする。